

サービス等生産性向上IT導入支援事業



IT導入補助金2023

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)・セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型・商流一括インボイス類型)共通

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局

TOPPAN株式会社

令和6年(2024年)7月1日策定

令和6年(2024年)11月14日改訂

本手引きは、**通常枠(A・B類型)**、**セキュリティ対策推進枠**、**デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型、商流一括インボイス対応類型)**共通です。
※複数社連携IT導入類型については、[P.3](#)を参照してください。

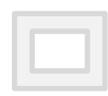
本手引きについて

本手引きは後年手続きを行うにあたってのそれぞれの進め方、注意点等について記載しています。後年手続きについては、本手引きをよく確認のうえ実施してください。

なお、本手引きの内容は、予告なく変更となる場合がございます。更新版の手引きはIT導入補助金ホームページにて公開のうえ、告知いたします。

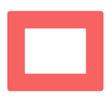
本手引きでは、各ページのフチを色付けして、事業実施における手続き等の説明をしています。

なお、補助事業者・IT導入支援事業者両者が確認する一部ページにおいては、**補助事業者(赤)**と**IT導入支援事業者(青)**で作業内容を色分けしています。



フチなし

補助事業者
IT導入支援事業者
両者が確認する項目



赤いフチ

補助事業者が
確認する項目



青いフチ

IT導入支援事業者が
確認する項目

本手引きは、通常枠(A・B類型)、セキュリティ対策推進枠、デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型、商流一括インボイス対応類型)の共通の手引きとなります。
申請枠・申請類型の内容にあわせて、ページ上部にアイコンを表示しています。

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

本手引きでは、以下アイコンを用いて説明しています。

アイコン	意味
	注意事項を記載しています。
	説明文を記載しています。
	参考になる情報を記載しています。
	システム画面において、クリックする部分を示しています。

後年手続きについて

本事業において補助金交付後に、IT ツールの解約・利用中止、その他の事由により補助金交付を受けた補助事業の取りやめ等が発生した場合、事務局への報告、辞退手続きが必要となります。

⚠ 後年手続きの注意点

➤ 補助金全額、一部返還の発生

本事業において補助金交付後に、ITツールの解約・利用中止、その他の事由により補助事業を取りやめる、または処分制限財産を処分制限期間内に目的外使用、譲渡、交換、破棄等する場合、令和4年度第二次補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程(以下「規程」という)第27条、第28条、第31条に基づき、交付された**補助金の全額返還**あるいは**一部返還**が発生することがあります。

➤ 加算金納付、および延滞金の発生

なお、第27条にて返還が必要となる場合、規程第29条に基づき、補助金受領の日から返還金納付の日までの日数に応じ、**加算金**を納付する必要があります。また、規程第30条に基づき、納付が遅れた場合には**延滞金**が発生します。

➤ ITツール利用期間未満による交付決定取消

ITツールの導入日から1年未満、または実績報告で提出された利用期間未満でITツールの解約等利用中止する場合、その対象が複数導入したITツールの一部であっても交付決定の取り消しとなる場合があります。

※複数のITツールを導入しITツール毎に導入日が異なる場合、事務局へ実績報告時に報告した納品日の遅い日を基準とし判断します。

➤ 賃上げ目標の要件未達による全額返還

通常枠B類型は、効果報告前および賃上げ目標に定められた要件の達成状況判定前に辞退した場合、賃上げ目標の要件未達成とみなされ**補助金の全額返還**となりますのでご注意ください。

複数社連携IT導入類型について

複数社連携IT導入類型の後年手続きはメールにて個別で対応いたします。
手続きの概要については、他類型の各ページを参照してください。

お問い合わせ先(複数社連携IT導入類型専用)

事務局アドレス:fukusuu@it-shien.smri.go.jp

メール送付時の件名:【IT複数社類型】(補助事業グループ名)_(事業者名)

※複数社連携IT導入類型以外のお問合せは、本メールではお受けできません。

手続き概要の参照先

➤ 辞退届提出の手続き

辞退理由を「ITツールの解約に伴う辞退」と「その他事由による辞退(廃業・倒産等)」の2つから選択して辞退届を提出する必要があります。

<参照先>

➤ ITツールの解約に伴う辞退 [P.8](#)へ

➤ その他事由による辞退(廃業・倒産等) [P.20](#)へ

➤ 辞退届提出後の手続き

事務局の審査完了後、事務局より補助事業者へメールが送信されます。
メールが届きましたら次の手続きへ進んでください。

<参照先>

➤ 【交付決定取消に伴う手続き】 [P.34](#)へ

➤ 【財産処分に伴う手続き】 [P.36](#)へ

➤ 【経緯報告に伴う手続き】 [P.45](#)へ

➤ 【辞退手続きが完了した場合】 必要な手続きはありません

目次

1. 後年手続きの流れ	
1. 手続きの流れ P.6
2. 辞退届提出の手続き	
1. 辞退届の手順 P.8
2. ITツールの解約に伴う辞退 P.8
3. 廃業等その他事由に伴う辞退 P.20
3. 辞退届提出後の手続き	
1. 辞退届提出後について P.33
2. 交付決定取消に伴う手続き P.34
3. 財産処分に伴う手続き P.36
4. 経緯報告に伴う手続き P.45
5. 賃上げ目標未達に伴う手続き P.47
4. 入金手続き完了後の操作画面	
1. 満額入金完了の場合 P.49
5. ステータス・通知メール	
1. ステータスの流れ P.51
2. 通知メールの種類 P.52
6. お問い合わせ P.55
1. お問い合わせ先	

本紙の使い方

目次のページ数の部分はアンカーリンクになっています。クリックすると該当ページへ飛ぶことができます。

キーボードのCtrl+Fを押すことにより任意のテキストで検索することが可能です。

1. 後年手続きの流れ

1. 手続きの流れ

1. 後年手続きの流れ

1-1 手続きの流れ

後年手続きは以下のフローで行います。



追加手続きが不要な場合

返金がない場合

2. 辞退届提出の手続き

1. 辞退届の手順
2. ITツールの解約に伴う辞退
3. 廃業等その他事由に伴う辞退

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

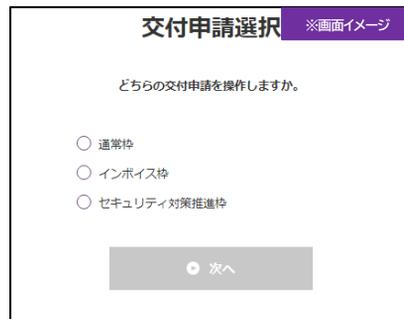
商流一括インボイス対応類型

2. 辞退届提出の手続き

2-1 辞退届の手順

- ▶ 補助事業者が入力し、IT導入支援事業者の確認後、補助事業者が提出します。
- ▶ 交付決定を受けた申請を辞退するには、必ずIT導入支援事業者へその旨を伝えてください。
- ▶ 辞退理由は下記2つから選択します。システム操作手順は各ページを参照ください。
 1. 「ITツールの解約に伴う辞退」・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9
 2. 「その他事由による辞退(廃業・倒産等)」・・・・・・・・ P.21

- ▶ 交付申請が複数ある場合のログイン方法
保持している交付申請が複数枠ある場合、申請マイページへのログイン時に保持している申請枠が表示されます。対象の申請を選択し申請マイページへのログインを行ってください。



2-2 ITツールの解約に伴う辞退



本頁は、「ITツールの解約に伴う辞退」についての案内になります。



- ① 補助事業者は、対象の申請の申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「辞退届」を押下してください。辞退理由選択画面へ遷移します。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-2 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

IT導入補助金2023
令和4年度第二次補正予算 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請者メニュー 担当IT導入支援事業者情報

マイページ ログアウト

※画面イメージ
所属各々 山出太郎

辞退届 辞退理由選択

申請情報

交付申請番号 KSN04-0004297

現在のステータス 補助事業者辞退届（後年手続き）作成中

辞退理由選択

②

■ 辞退届を提出いただく前に必ずご確認ください

1. 導入したITツールを1年未満、または実績報告で提出された利用期間未満で解約または使用しなくなる場合、補助事業の辞退とみなし、交付した補助金の全額返還（加算金等含む）が必要となります。
2. 複数のITツールを導入し、そのうちの一部を解約する場合であっても、実施している補助事業の辞退とみなします。
3. 複数のITツールを導入している場合の導入時期の考え方については、事務局へ提出した実績報告内容からITツールの納品日が最も遅い日を基準とし、判断します。
4. ITツールの導入から1年以上、または実績報告で提出された利用期間経過後であっても、取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産を法定耐用年数未満で使用中止または処分する場合、残存簿価額に対して、補助率を乗じた金額の返金が発生する可能性がありますので、ご注意ください。
5. 賃上げ目標必須要件の類型に申請した事業者（適用外業種を除く）は、効果報告前および賃上げ目標に定められた要件の達成状況判定前に辞退した場合、賃上げ目標の要件未達成とみなされ補助金の全額返還となりますのでご注意ください。

③

ITツールの解約（利用中止）に伴う辞退届

その他事由による辞退届（廃業・倒産・事業廃止・事業譲渡・吸収合併等）

次へ

辞退届を提出いただく前に下記内容を必ずご確認ください。

- ②
1. 導入したITツールを1年未満、または実績報告で提出された利用期間未満で解約または使用しなくなる場合、補助事業の辞退とみなし、交付した**補助金の全額返還（加算金等含む）**が必要となります。
 2. 複数のITツールを導入し、そのうちの一部を解約する場合であっても、実施している補助事業の辞退とみなします。
 3. 複数のITツールを導入している場合の起算日の考え方については、事務局へ提出した実績報告内容からITツールの納品日が最も遅い日を起算日とします。
 4. ITツールの導入から1年以上、または実績報告で提出された利用期間経過後であっても、取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産を法定耐用年数未満で使用中止または処分する場合、**残存簿価額に対して、補助率を乗じた金額の返金**が発生する可能性がありますので、ご注意ください。
 5. 通常枠B類型に申請した事業者（適用外業種を除く）は、効果報告前および賃上げ目標に定められた要件の達成状況判定前に辞退した場合、賃上げ目標の要件未達成とみなされ**補助金の全額返還**となりますのでご注意ください。

- ③ 理由を選択し、「次へ」ボタンを押下してください。辞退届入力画面へ遷移します。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-2 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

※画面イメージ

辞退届
入力

ITツール情報

全項目入力してください。

解約ITツール選択

④ 単価が50万円以上の減価償却資産の場合は、⑤ 事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

④ 選択	ITツール名 ITツールNo. カテゴリ 納品日	支払担当 (IT ツールの代金 を受けた者)	⑤ 取得価格の単価が50 万円以上且つ減価償 却資産であるか	単価 (円 税抜)	導入数量 (個)	年数	ITツール小計 (円 税抜)	実質導入価格 (円 税抜)	実質導入小計 (円 税抜)
<input checked="" type="checkbox"/>	ソフトウェアA DL04-0002494 ソフトウェア 2024/02/22	幹事社テスト	いいえ	100,000	10	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000
補助対象経費 (税抜)									1,000,000

解約理由 **必須**

⑥
例) OOにより、OOとなったため、OOに伴いITツールを解約します。
OOにより、OOとなったため、OOに伴いITツールを解約します。

申請種別選択画面に戻る

入力内容の確認

辞退理由選択画面へ
遷移します。

④ 解約するITツールすべてにチェックを入れてください。

⑤ ITツールの取得価格の単価が50万円以上且つ減価償却資産の場合は「はい」を選択し、そうでない場合は「いいえ」を選択してください。
※取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

⑥ 解約理由を入力し、「入力内容の確認」ボタンを押下してください。
辞退届確認画面へ遷移します(入力した内容で辞退届が生成されます)。
※生成された辞退届を取り消す場合は、[P.12](#)下部を参照してください。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-2 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力

IT事業者ポータル
確認

補助事業者
提出

※画面イメージ

辞退届 確認

⑦ ITツール情報

取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

選択	ITツール名 ITツールNo. カテゴリ 納品日	支払担当 (IT ツールの代金 を受けた者)	取得価格の単価が50 万円以上且つ減価償 却資産であるか	単価 (円 税抜)	導入数量 (個)	年数	ITツール小計 (円 税抜)	実質導入価格 (円 税抜)	実質導入小計 (円 税抜)	
<input checked="" type="checkbox"/>	01_ソフトウェア_EC 無(サイト構築無) DL04-0007431-001 ソフトウェア 2024/07/12	単独 (通 常・デジ 商流一括)	はい	2,000,000	1	1	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
									補助対象経費 (税抜)	2,000,000

解約理由 ○○により、○○となったため、○○に伴いITツールを解約します。

⑧ 添付ファイル ファイル添付 選択されていません

※ 証憑について
補助事業者にて証憑が用意できない場合は、辞退届の入力完了後にIT導入支援事業者へ「解約するITツール」として上記で選択したITツールの解約を証明できる証憑(特に出すことができる証憑がない場合は、解約(利用中止)に伴うIT導入支援事業者との議のうえ、添付すること。)
【記入項目】
・作成日
・補助事業者名
・解約日(当該ITツールを解約した日、またはその効力を失った日)
・辞退理由(例:○○のため、ITツールを解約します。)

● フォーマットは[こちら](#)

※ 事業年度については、交付申請詳細画面にて確認をお願いします。

※添付ファイルは画像ファイル(JPG/JPEG/PNG)/PDFファイルにのみ対応していますまた、添付ファイルのサイズ上限は10MBとなっています。

入力画面に戻る
 辞退届入力完了

辞退理由選択画面へ
遷移します。

⑦ 入力した内容を確認してください。

辞退理由として選択した内容を証明できる書類を添付し、「辞退届入力完了」ボタンを押下してください。IT導入支援事業者へ辞退届が引き継がれます。

⑧ ※証憑が無い場合は、解約に伴うIT導入支援事業者とのメール履歴も添付可能です。
※ファイル添付はIT導入支援事業者側で行うことも可能となりますので、ここでの添付は必須ではありません。



辞退理由として選択した内容を証明できる書類がない場合は、任意のフォーマット(Word等)に下記項目を記載のうえ、添付してください。

- 「フォーマットはこちら」よりダウンロードしたものを使用しても構いません。
- 事業年度については交付申請詳細画面にて確認してください。

《記載内容》

- ・作成日
- ・補助事業者名
- ・辞退理由(例:○○のため、ITツールを解約します。)
- ・辞退日(当該ITツールを解約した日、またはその効力を失った日)

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-2 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

IT導入補助金2023

令和4年度第二次補正予算 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請者メニュー 担当IT導入支援事業者情報

マイページ ログアウト

※画面イメージ
交付申請番号: K3104-0004302
事業者名: 山田太郎

辞退届

⑨ 辞退届の入力が完了しました。

IT導入支援事業者へ入力を依頼してください。

メインページ

IT導入支援事業者へ辞退届が引き継がれました。

補助事業者の手続きはここで完了ではありません！

- ⑨
- IT導入支援事業者が辞退届の入力・確認をした後、補助事業者が事務局へ辞退届を提出する必要があります。
 - IT導入支援事業者の辞退届の入力・確認が完了すると補助事業者へメールが送信されますので、必ずメールを確認のうえ、申請マイページへログインし、次の手続きを行ってください。

辞退届を取り消す場合

[P.18](#)、[P.30](#)の辞退届提出確認画面の「辞退届取消」ボタンを押下すると、辞退届を取り消すことができます。

辞退届
提出確認

※画面イメージ

備考欄
事務局の指示があった場合のみ利用して下さい。
備考欄では申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できませんので、ご注意ください。

解約理由
〇〇により、〇〇となったため、〇〇に伴いITツールを解約します。

証拠添付

補助事業者
添付ファイル

IT導入支援事業者
添付ファイル
解約証拠.pdf

辞退届取消 修正 提出

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-2 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

補助事業者が入力し、IT導入支援事業者の確認後、補助事業者が提出します。



① IT導入支援事業者は、IT事業者ポータルへログインし、「交付申請関連」の「交付申請検索」を押下してください。

② 「IT導入支援事業者辞退届 (後年手続き) 入力中」にチェックを入れ、「検索」ボタンを押下すると該当する申請を検索できます。

③ 該当する交付申請の「辞退届」ボタンを押下してください。辞退届入力画面へ遷移します。
※補助事業者が辞退届の入力を完了していない場合、「辞退届」ボタンは表示されません。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-2 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出辞退届
入力

※画面イメージ

申請情報

ITツール情報

取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

選択	ITツール名 ITツールNO カテゴリ 納品日	解約日	支払担当 (ITツール の代金 を受けた 者)	取得価格の 単価が50 万円且つ減 価償却資産 であるか	価格 (円)	導入 数量 (個)	年数 (年)	ITツール小計 (円)	実質導入価 格 (円)	実質導入小 計 (円)
<input checked="" type="checkbox"/>	ソフトウェア A DL04- 0002494 ソフトウェア 2024/2/22	2024/05/30	幹事社デ スト	いいえ	100,000	10	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000

④

補助対象経費 (税抜き)

1,000,000 円

解約理由

〇〇により、〇〇となったため、〇〇に伴いITツールを解約します。

④ 解約日を入力してください。



- 導入したITツールを1年未満、または実績報告で提出された利用期間未満で解約または使用しなくなる場合、補助事業の辞退とみなし、交付した**補助金の全額返還(加算金等含む)**が必要となります。
- 複数のITツールを導入し、そのうちの一部を解約する場合であっても、実施している補助事業の辞退とみなし、**補助金の全額返還**となる場合があります。なお、複数のITツールの納品日が異なる場合、事務局に提出した実績報告の納品日が遅い方を基準として考えます。
- ITツールの導入から1年以上、または実績報告で提出された利用期間経過後であっても、取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産を法定耐用年数未満で使用中止または処分する場合、**残存簿価額に対して、補助率を乗じた金額の返金**が発生する可能性があります。
- 通常枠B類型(適用外業種を除く)は、効果報告前および賃上げ目標に定められた要件の達成状況判定前に辞退した場合、賃上げ目標の要件未達成とみなされ**補助金の全額返還**となります。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-2 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

証票添付 ※画面イメージ

補助事業者添付ファイル	添付されていません
⑤ IT導入支援事業者添付ファイル	ファイルを選択

※証憑について
「解約するITツール」として上記で選択したITツールの解約を証明できる証憑（ツール解約通知、契約解除通知など）を添付すること。特に提出できる証憑がない場合は、解約（利用中止）に伴う補助事業者とのメール履歴や、任意のフォーマット（Word等）に下記項目を記載のうえ、添付すること。

【記入項目】

- ・作成日
- ・IT導入支援事業者名
- ・解約日（当該ITツールを解約した日、またはその効力を失った日）
- ・辞退理由（例：〇〇のため、ITツールを解約します。）

●フォーマットは [こちら](#)
※事業年度については、交付申請詳細画面にて確認をお願いします。

⑥

補助事業者へ訂正を依頼 確認

補助事業者が入力した内容を訂正する場合は、補助事業者へ訂正を依頼してください。
※IT導入支援事業者側では修正ができません。
※ボタン押下後の画面はP.17参照

- ⑤** 必要に応じて証憑を添付してください。
※証憑が無い場合は、解約に伴う補助事業者とのメール履歴も添付可能です。
※添付ファイルは画像ファイル(JPG/JPEG/PNG)/PDFファイルにのみ対応していますまた、添付ファイルのサイズ上限は10MBとなっています。

- ⑥** 訂正が必要な項目がなければ、「確認」ボタンを押下してください。辞退届確認画面へ遷移します。



辞退理由として選択した内容を証明できる書類がない場合は、任意のフォーマット(Word等)に下記項目を記載のうえ、添付してください。

- 「フォーマットはこちら」よりダウンロードしたものを使用しても構いません。
- 事業年度については交付申請詳細画面にて確認してください。

《記載内容》

- ・作成日
- ・IT導入支援事業者名
- ・辞退理由(例：〇〇のため、ITツールを解約します。)
- ・辞退日(当該ITツールを解約した日、またはその効力を失った日)

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-2 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

※画面イメージ

辞退届 確認

備考欄

事務局の指示があった場合のみ利用して下さい。
備考欄では申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できませんので、ご注意ください。

申請情報

ITツール情報

取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

選択	ITツール名 ITツールNO カテゴリ 納品日	解約日	支払担当 (ITツールの代金を 受けた者)	取得価格の 単価が50 万円且つ減 価償却資産 であるか	価格 (円)	導入 数量 (個)	年数 (年)	ITツール小計 (円)	実質導入価 格 (円)	実質導入小 計 (円)
<input checked="" type="checkbox"/>	ソフトウェアA DL04- 0002494 ソフトウェア 2024/2/22	2024/05/30	幹事社テ スト	いいえ	100,000	10	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000
補助対象経費（税抜き）				1,000,000 円						
解約理由				〇〇により、〇〇となったため、〇〇に伴いITツールを解約します。						

証票添付

補助事業者添付ファイル 添付されていません

IT導入支援事業者添付ファイル [▶ 解約証憑.pdf](#)

⑧ 戻る

⑨ 完了

閉じる

⑦ 辞退内容、添付された証憑を確認してください
※取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

⑧ 修正する場合は、入力画面にて修正してください。
 ※補助事業者が入力した内容については補助事業者へ訂正依頼をしてください。

⑨ 訂正の必要がなければ、「完了」ボタンを押下してください。補助事業者へ辞退届が引き継がれます。
 ※構成員の場合は、構成員が「完了」ボタンを押下したのち、幹事社の確認が完了した際に補助事業者へ引き継がれます。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

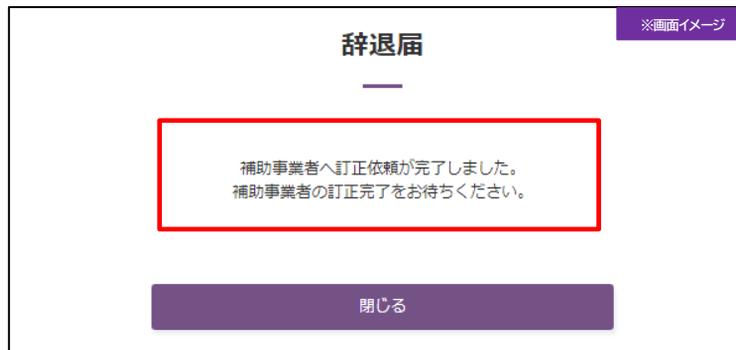
商流一括インボイス対応類型

2-2 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

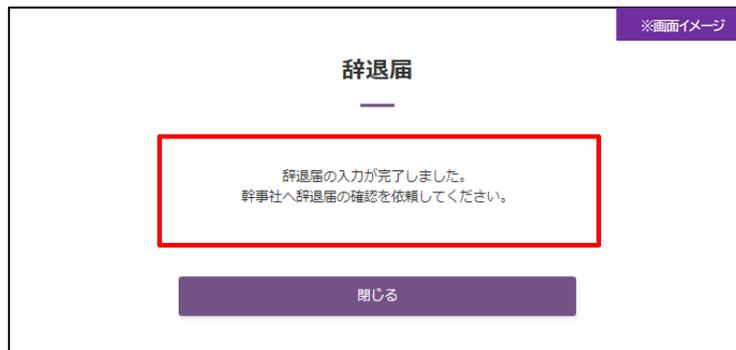
【P.15の画面にて「補助事業者へ訂正を依頼」を押下した場合】

補助事業者へ辞退届が差し戻されます。補助事業者での修正が完了しIT導入支援事業者へ辞退届が引き継がれたら、入力・確認を完了させ、補助事業者へ辞退届を引き継いでください。



【P.16の画面にて構成員が「完了」を押下した場合】

辞退届はまだ補助事業者へ引き継がれていないので、補助事業者へ辞退届を引き継ぐよう、幹事社に依頼してください。



【P.16の画面にて幹事社が「完了」を押下した場合】

補助事業者へ辞退届が引き継がれました。原則、IT導入支援事業者が行う手続きはここで完了です。この後の手続きは、事務局から補助事業者へメールにて案内します。



後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-3 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

IT導入補助金2023

令和4年度第二次補正予算 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請者メニュー 担当IT導入支援事業者情報

マイページ ログアウト

事業番号：山田太郎

請マイページ

交付規程

確定検査の結果

① 辞退届

後年手続き履歴

効果報告

後年手続き履歴

効果報告

交付規程 デジタル化基盤導入類型（商流一括インボイス対応類型）版

交付規程 デジタル化基盤導入枠（商流一括インボイス対応類型）版

交付規程 デジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）版

※画面イメージ

辞退届 提出確認

※画面イメージ

備考欄

事務局の指示があった場合のみ利用して下さい。
備考欄では申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受けかねますので、ご注意ください。

申請情報

交付申請番号 KSN04-0004382

現在のステータス 補助事業者辞退届（後年手続き）提出待ち

ITツール情報

取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

選択	ITツール名 ITツールNo. カテゴリ 納品日	解約日	支払担当 (ITツールの代金を受けた者)	取得価格の単価が 50万円以上且つ減 価償却資産である か	単価 (円 税抜)	導入数量 (個)	年数	ITツール小計 (円 税抜)	実質導入価格 (円 税抜)	実質導入小計 (円 税抜)
<input checked="" type="checkbox"/>	ソフトウェアA DL04-0002494 ソフトウェア 2024/02/22	2024/05/30	幹事社 テスト	いいえ	100,000	10	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000

解約理由 〇〇により、〇〇となったため、〇〇に伴いITツールを解約します。

証憑添付

補助事業者
添付ファイル

IT導入支援事業者
添付ファイル

解約証憑.pdf

⑤ 辞退届取消 ③ 修正 ④ 提出

① 補助事業者は、対象の申請の申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「辞退届」ボタンを押下してください。

② 辞退内容、添付された証憑を確認してください。
※取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

③ 「修正」ボタンを押下すると、入力画面に遷移します。※修正を行った場合、再度IT導入支援事業者による確認が必要となります。

④ 修正がなければ、「提出」ボタンを押下してください。事務局へ辞退届が提出されます。

⑤ 「辞退届取消」ボタンを押下すると、辞退届を取り消すことができます。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

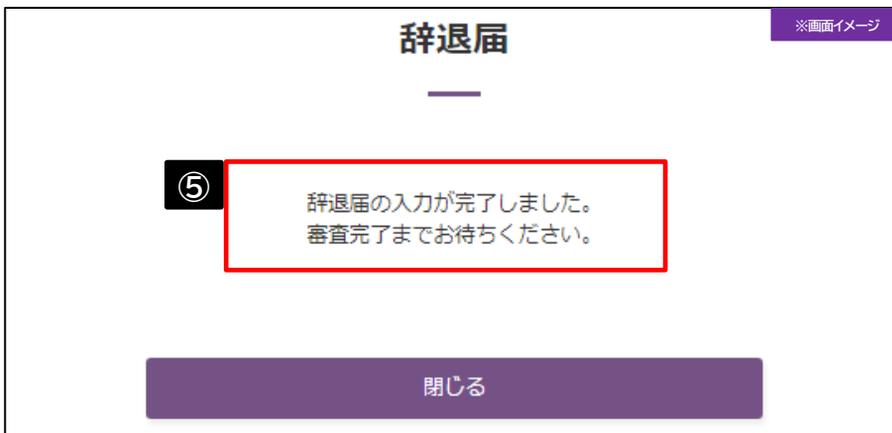
商流一括インボイス対応類型

2-3 ITツールの解約に伴う辞退

補助事業者
入力

IT事業者ポータル
確認

補助事業者
提出

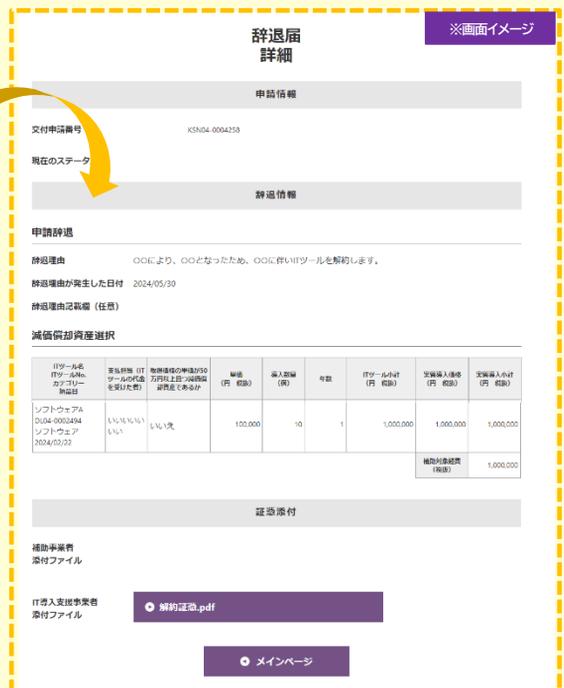


事務局へ辞退届が提出されました。

⑤ **補助事業者の手続きはここで完了ではありません！**

- 辞退届を事務局へ提出した後、事務局での審査が完了すると補助事業者へメールが送信されます。必ずメールを確認のうえ、追加手続きがある場合は申請マイページへログインし次の手続きを行ってください。

- ✔ 事務局へ提出した辞退届の内容を確認したい場合は、「申請者メニュー」の「辞退届」ボタンを押下すると、辞退届詳細を確認することができます。補助事業者は、対象の申請の申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「辞退届」を押下してください。※辞退届詳細画面へ遷移します



後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2. 辞退届提出の手続き

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

2-4 廃業等のその他事由に伴う辞退



- ▶ 補助事業者が入力し、IT導入支援事業者の確認後、補助事業者が提出します。
- ▶ 交付決定を受けた申請を辞退するには、必ずIT導入支援事業者へその旨を伝えてください。

- ▶ 交付申請が複数ある場合のログイン方法
保持している交付申請が複数枠ある場合、申請マイページへのログイン時に保持している申請枠が表示されます。対象の申請を選択し申請マイページへのログインを行ってください。

交付申請選択 ※画面イメージ

どちらの交付申請を操作しますか。

通常枠

インボイス枠

セキュリティ対策推進枠

次へ

本頁は、「その他事由による辞退(廃業・倒産等)」についての案内になります。

IT導入補助金2023 ※画面イメージ

令和4年度第二次補正予算 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請者メニュー 担当IT導入支援事業者情報

申請マイページ

交付申請情報詳細

実績報告情報詳細

実績報告について

確定検査の結果

① 辞退届

後年手続き詳細

効果報告

交付規程 通常枠

交付規程 デジタル化基盤導入類型(複数社連携IT導入類型)版

交付規程 デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)版

交付規程 デジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入類型)版

- ① 補助事業者は、対象の申請の申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「辞退届」を押下してください。辞退理由選択画面へ遷移します。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-4 廃業等のその他事由に伴う辞退

補助事業者
入力

IT事業者ポータル
確認

補助事業者
提出

辞退届
辞退理由選択

※画面イメージ

②

■ 辞退届を提出いただく前に必ずご確認ください

1. 導入したITツールを1年未満、または実績報告で提出された利用期間未満で解約または使用しなくなる場合、補助事業の辞退とみなし、交付した補助金の全額返還(加算金等含む)が必要となります。
2. 複数のITツールを導入し、そのうちの一部を解約する場合であっても、実施している補助事業の辞退とみなします。
3. 複数のITツールを導入している場合の起算日の考え方については、事務局へ提出した実績報告内容からITツールの納品日が最も遅い日を起算日とします。
4. ITツールの導入から1年以上、または実績報告で提出された利用期間経過後であっても、取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産を法定耐用年数未満で使用中止または処分する場合、残存簿価額に対して、補助率を乗じた金額の返金が発生する可能性がありますので、ご注意ください。
5. 賃上げ目標必須要件の類型に申請した事業者(適用外業種を除く)は、効果報告前および賃上げ目標に定められた要件の達成状況判定前に辞退した場合、賃上げ目標の要件未達成とみなされ補助金の全額返還となりますのでご注意ください。

③

ITツールの解約(利用中止)に伴う辞退届

その他事由による辞退届(廃業・倒産・事業廃止・事業譲渡・吸収合併等)

次へ

辞退届を提出いただく前に下記内容を必ずご確認ください。



1. 導入したITツールを1年未満、または実績報告で提出された利用期間未満で解約または使用しなくなる場合、補助事業の辞退とみなし、交付した補助金の全額返還(加算金等含む)が必要となります。
2. 複数のITツールを導入し、そのうちの一部を解約する場合であっても、実施している補助事業の辞退とみなします。
3. 複数のITツールを導入している場合の起算日の考え方については、事務局へ提出した実績報告内容からITツールの納品日が最も遅い日を起算日とします。
4. ITツールの導入から1年以上、または実績報告で提出された利用期間経過後であっても、取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産を法定耐用年数未満で使用中止または処分する場合、残存簿価額に対して、補助率を乗じた金額の返金が発生する可能性がありますので、ご注意ください。
5. 通常枠B類型(適用外業種を除く)は、効果報告前および賃上げ目標に定められた要件の達成状況判定前に辞退した場合、賃上げ目標の要件未達成とみなされ補助金の全額返還となりますのでご注意ください。

③ チェックを入れ、「次へ」ボタンを押下してください。辞退届入力画面へ遷移します。

辞退届
入力

※画面イメージ

辞退情報

申請辞退

④

辞退理由 必須

辞退理由が発生した日付 任意

辞退理由記載欄(任意)

減価償却資産選択

取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での特価処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

④ 辞退理由をプルダウンより選択してください。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-4 廃業等のその他事由に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

※画面イメージ

辞退届 入力

辞退情報

申請辞退

辞退理由 必須

辞退理由が発生した日付 必須 ⑤ 2024/05/30

辞退理由記載欄 (任意) ⑥
※入力された日付及び添付された証憑を基にITツールの使用期間を判別します。
 ※納品日から1年未満でITツールを利用しなくなる場合は、補助金の全額返還(加算金含む)が必要となります。
例) ○○により、○○となったため、○○に伴い本補助事業を辞退します。
 ○○により、○○となったため、○○に伴い本補助事業を辞退します。

減価償却資産選択

取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

ITツール名 ITツールNo. カテゴリ 納品日	支払担当 (IT ツールの代金 を受けた者)	取得価格の単価が50 万円以上且つ減価償 却資産であるか	単価 (円 税抜)	導入数量 (個)	年数	ITツール小計 (円 税抜)	実質導入価格 (円 税抜)	実質導入小計 (円 税抜)
ソフトウェアA DL04-0002494 ソフトウェア 2024/02/22	幹事社デス ト	⑦ いいえ	100,000	10	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							補助対象経費 (税抜)	1,000,000

⑧ 申請種別選択画面に戻る
⑨ 入力内容の確認

⑤ 選択した辞退理由が発生した日付を入力してください。
 ※ここで入力した日付、添付した証憑を基にITツールの使用期間を判別します。
 ※納品日から1年未満で辞退する場合、補助金の全額(加算金を含む)返還が必要となります。

⑥ 辞退理由を入力してください。

⑦ ITツールの取得価格の単価が50万円以上且つ減価償却資産の場合は「はい」を選択し、そうでない場合は「いいえ」を選択してください。
 ※取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

⑧ 辞退理由選択画面へ遷移します。

⑨ 「入力内容の確認」ボタンを押下してください。
 ※辞退届確認画面へ遷移します(入力した内容で辞退届が生成されます)
 ※生成された辞退届を取り消す場合は、P.12下部を参照してください。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-4 廃業等のその他事由に伴う辞退

補助事業者
入力

IT事業者ポータル
確認

補助事業者
提出

辞退届 確認

※画面イメージ

申請内容確認画面

10 申請辞退

辞退理由: 廃業

辞退理由が発生した日付: 2024/05/30

辞退理由記載欄 (任意): ○○により、○○となったため、○

10 減価償却資産選択

取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

ITツール名 (ITツールNo. カテゴリ 納品日)	支払担当 (IT ツールの代金 を受け付けた者)	取得価格の単価が50 万円以上かつ減価償却 資産であるか	単価 (円 税抜)	導入数量 (個)	年数	ITツール小計 (円 税抜)	実質導入価格 (円 税抜)	実質導入小計 (円 税抜)
01.ソフトウェア_EC 系(サイト構築等) DL04-0007431-001 ソフトウェア 2024/07/12	弊社 (通 常・デジ、 商流一括)	はい	2,000,000	1	1	2,000,000	2,000,000	2,000,000
							補助対象資産 (税抜)	2,000,000

※画面イメージ

証券添付

11 添付ファイル

ファイル添付 廃業を確認できる証券.pdf

※証券について
補助事業者にて証券が用意できない場合は、辞退届の入力完了後にIT導入支援事業者に証券の添付を依頼してください。
「解約するITツール」として上記で選択したITツールの解約を証明できる証券 (ツール解約通知、契約解除通知など) を添付すること。
特に提出できる証券がない場合は、解約 (利用中止) に伴うIT導入支援事業者とのメール履歴や、任意のフォーマット (Word等) に下記項目を記載のうえ、添付すること。
【記入項目】
・作成日
・補助事業者名
・解約日 (当該ITツールを解約した日、またはその効力を失った日)
・辞退理由 (例: ○○のため、ITツールを解約します。)

●フォーマットはこちら

※事業年度については、交付申請詳細画面にて確認をお願いします。

12 入力画面に戻る

13 辞退届入力完了

10 入力した内容を確認してください。

11 辞退理由として選択した内容を証明できる書類を添付してください。
※ファイル添付はIT導入支援事業者側で行うことも可能となりますので、ここでの添付は必須ではありません。
添付ファイルは画像ファイル(JPG/JPEG/PNG)/PDFファイルにのみ対応していますまた、添付ファイルのサイズ上限は10MBとなっています

12 辞退届入力画面へ遷移します。

13 「辞退届入力完了」ボタンを押下してください。IT導入支援事業者へ辞退届が引き継がれます。



辞退理由として選択した内容を証明できる書類がない場合は、任意のフォーマット(Word等)に下記項目を記載のうえ、添付してください。

- 「フォーマットはこちら」よりダウンロードしたものを使用しても構いません。
- 事業年度については交付申請詳細画面にて確認してください。

《記載内容》

- ・作成日
- ・補助事業者名
- ・辞退理由(例: ○○のため、本補助事業を辞退します。)
- ・辞退日(廃業等の事由発生日を記載してください。)

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-4 廃業等のその他事由に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

The screenshot shows the 'IT導入補助金2023' (IT Introduction Subsidy 2023) portal. The page title is 'IT導入補助金2023' with the subtitle '令和4年度第二次補正予算 サービス等生産性向上IT導入支援事業'. The navigation menu includes '申請者メニュー', '担当IT導入支援事業者情報', 'マイページ', and 'ログアウト'. The main content area displays a confirmation message: '辞退届' (Resignation Notice) and '⑭ 辞退届の入力が完了しました。' (Resignation notice input is complete). Below this, it says 'IT導入支援事業者へ入力を依頼してください。' (Please request input to the IT introduction support business). A 'メインページ' (Main Page) button is visible at the bottom.

IT導入支援事業者へ辞退届が引き継がれました。



補助事業者の手続きはここで完了ではありません！

- ⑭
- IT導入支援事業者が辞退届の入力・確認をした後、補助事業者が事務局へ辞退届を提出する必要があります。
 - IT導入支援事業者の辞退届の入力・確認が完了すると補助事業者へメールが送信されますので、必ずメールを確認のうえ、申請マイページへログインし、次の手続きを行ってください。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-4 廃業等その他事由に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

補助事業者が入力し、IT導入支援事業者の確認後、補助事業者が提出します。



① IT導入支援事業者は、IT事業者ポータルへログインし、「交付申請関連」の「交付申請検索」を押下してください。

② 「IT導入支援事業者辞退届 入力中」にチェックを入れ、「検索」ボタンを押下すると該当する申請を検索できます。

③ 該当する交付申請の「辞退届」ボタンを押下してください。
 ※辞退届入力画面へ遷移します。
 ※補助事業者が辞退届の入力を完了していない場合、「辞退届」ボタンは表示されません。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-4 廃業等その他事由に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出辞退届
入力

※画面イメージ

申請情報

辞退情報

④	辞退理由	廃業
	廃業となった日付	2024/05/30
	辞退理由記載欄（任意）	〇〇により、〇〇となったため、〇〇に伴い本補助事業を辞退します。

ITツール情報

取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産 ④ 業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

ITツール名 ITツールNO カテゴリ 納品日	支払担当 (ITツールの 代金を受け けた者)	取得価格の単 価が50万円 且つ減価償却 資産であるか	価格 (円)	導入 数値 (個)	年数 (年)	ITツール小計 (円)	実質導入価 格 (円)	実質導入小 計 (円)
01_ソフトウェア_EC無 DL04-0002482 ソフトウェア 2024/2/21	幹事社デス ト	いいえ	100,000	10	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000

④ 補助事業者が入力した内容を確認してください。

※取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。



- 導入したITツールを1年未満、または実績報告で提出された利用期間未満で解約または使用しなくなる場合、補助事業の辞退とみなし、交付した**補助金の全額返還(加算金等含む)**が必要となります。
- 複数のITツールを導入し、そのうちの一部を解約する場合であっても、実施している補助事業の辞退とみなし、**補助金の全額返還**となる場合があります。なお、複数のITツールの納品日が異なる場合、事務局に提出した実績報告の納品日が遅い方を基準として考えます。
- ITツールの導入から1年以上、または実績報告で提出された利用期間経過後であっても、取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産を法定耐用年数未満で使用中止または処分する場合、残存簿価額に対して、**補助率を乗じた金額の返金**が発生する可能性があります。
- 通常枠B類型(適用外業種を除く)は、効果報告前および賃上げ目標に定められた要件の達成状況判定前に辞退した場合、賃上げ目標の要件未達成とみなされ**補助金の全額返還**となります。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-4 廃業等その他事由に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

※画面イメージ

補助事業者添付ファイル

・ 廃業を確認できる証憑.pdf

⑤ IT導入支援事業者添付ファイル

ファイルを選択

※証憑について
「解約するITツール」として上記で選択したITツールの解約を証明できる証憑（ツール解約通知、契約解除通知など）を添付すること。
特に提出できる証憑がない場合は、解約（利用中止）に伴う補助事業者とのメール履歴や、任意のフォーマット（Word等）に下記項目を記載のうえ、添付すること。

【記入項目】

- ・作成日
- ・IT導入支援事業者名
- ・解約日（当該ITツールを解約した日、またはその効力を失った日）
- ・辞退理由（例：〇〇のため、ITツールを解約します。）

●フォーマットは[こちら](#)

※事業年度については、交付申請詳細画面にて確認をお願いします。

⑥ 補助事業者へ訂正を依頼

⑦ 確認

閉じる

- ⑤ 必要に応じて証憑を添付してください。
※証憑が無い場合は、解約に伴う補助事業者とのメール履歴も添付可能です。
※添付ファイルは画像ファイル(JPG/JPEG/PNG)/PDFファイルにのみ対応していますまた、添付ファイルのサイズ上限は10MBとなっています。

- ⑥ 補助事業者が入力した内容を訂正する場合は、補助事業者へ訂正を依頼してください。
※IT導入支援事業者側では修正ができません。
※ボタン押下後の画面は[P.29](#)参照

- ⑦ 訂正が必要な項目がなければ、「確認」ボタンを押下してください。辞退届確認画面へ遷移します。



辞退理由として選択した内容を証明できる書類がない場合は、任意のフォーマット(Word等)に下記項目を記載のうえ、添付してください。「フォーマットはこちら」よりダウンロードしたものを使用しても構いません。

➤ 事業年度については交付申請詳細画面にて確認してください。

《記載内容》

- ・作成日
- ・IT導入支援事業者名
- ・辞退理由(例：〇〇のため、本補助事業を辞退します。)
- ・辞退日(廃業等の事由発生日を記載してください。)

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-4 廃業等その他事由に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

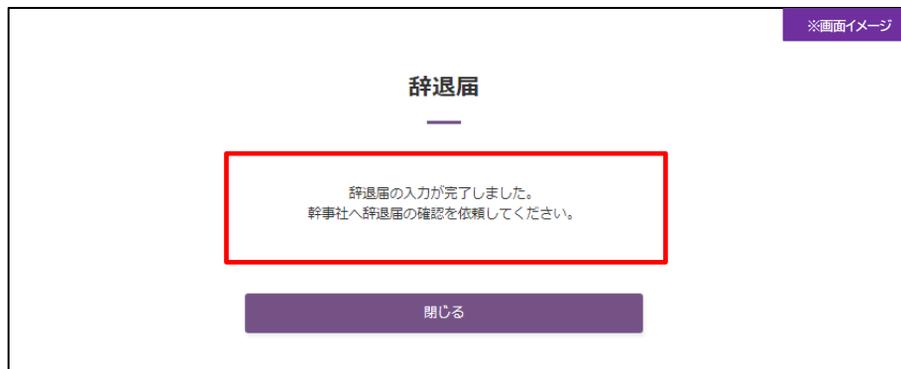
【P.27の画面にて「補助事業者へ訂正を依頼」を押下した場合】

補助事業者へ辞退届が差し戻されます。補助事業者での修正が完了しIT導入支援事業者へ辞退届が引き継がれたら、入力・確認を完了させ、補助事業者へ辞退届を引き継いでください。



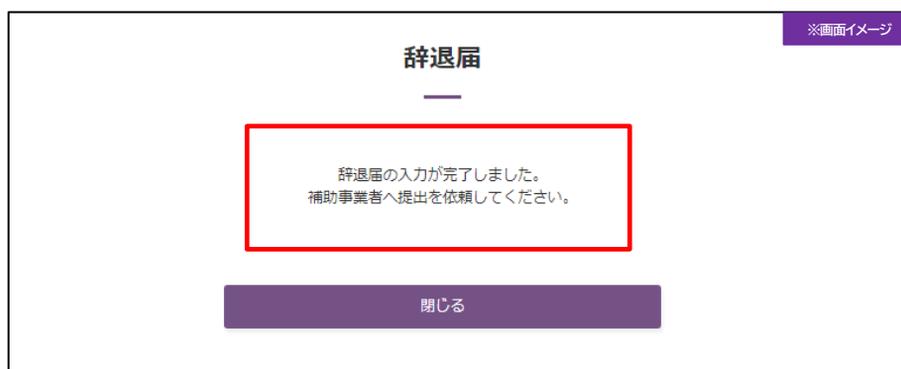
【P.28の画面にて構成員が「完了」を押下した場合】

辞退届はまだ補助事業者へ引き継がれていないので、補助事業者へ辞退届を引き継ぐよう、幹事社に依頼してください。



【P.28の画面にて幹事社が「完了」を押下した場合】

補助事業者へ辞退届が引き継がれました。原則、IT導入支援事業者が行う手続きはここで完了です。この後の手続きは、事務局から補助事業者へメールにて案内します。



後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

2-4 廃業等その他事由に伴う辞退

補助事業者
入力IT事業者ポータル
確認補助事業者
提出

IT導入補助金2023
令和4年度第二次補正予算 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請者メニュー 担当IT導入支援事業者情報

マイページ ログアウト

交付申請情報詳細
実績報告情報詳細
実績報告について
確定検査の結果

交付規程
① 辞退届
提出待ちの辞退届があります。内容をご確認の上、提出してください。
②
後年手続き履歴

※画面イメージ

辞退届 提出確認

備考欄
事務局の指示があった場合のみ利用して下さい。
備考欄では申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できませんので、ご注意ください。

申請情報

交付申請番号 KSN04-0004362

現在のステータス 補助事業者辞退届（後年手続き）提出待ち

辞退情報

申請辞退

辞退理由 廃業

辞退理由が発生した日付 2024/05/30

辞退理由記載欄（任意） ○○により、○○となったため、○○に伴い本補助事業を辞退します。

減価償却資産選択

取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

ITツール名 ITツールNo. カードリー 納品日	支払担当（IT ツールの代金 を受けた者）	取得価格の単価が50 万円以上かつ減価償 却資産であるか	単価 （円 税別）	導入数量 （個）	年数	ITツール小計 （円 税別）	実費導入価格 （円 税別）	実費導入小計 （円 税別）
ソフトウェアA DL04-0002490 ソフトウェア 2024/02/21	株式会社テス ト	いいえ	100,000	10	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000
							補助対象経費 （税別）	1,000,000

証憑添付

補助事業者
添付ファイル 辞退届.png

IT導入支援事業者
添付ファイル

⑤ 辞退届取消 ③ 修正 ④ 提出

① 補助事業者は、対象の申請の申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「辞退届」ボタンを押下してください。

② 辞退内容、添付された証憑を確認してください。
※取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産は、本事業での財産処分の対象となります。選択内容が正しいか再度ご確認ください。

③ 「修正」ボタンを押下すると、入力画面に遷移します。
※修正を行った場合、再度IT導入支援事業者による確認が必要となります。

④ 修正がなければ、「提出」ボタンを押下してください。事務局へ辞退届が提出されます。

⑤ 「辞退届取消」ボタンを押下すると、辞退届を取り消すことができます。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

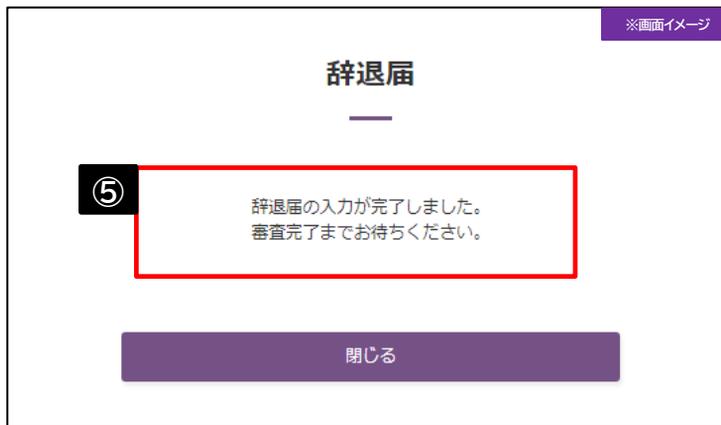
商流一括インボイス対応類型

2-4 廃業等その他事由に伴う辞退

補助事業者
入力

IT事業者ポータル
確認

補助事業者
提出



事務局へ辞退届が提出されました。

⑤ **補助事業者の手続きはここで完了ではありません！**

- 辞退届を事務局へ提出した後、事務局での審査が完了すると補助事業者へメールが送信されます。必ずメールを確認のうえ、追加手続きがある場合は申請マイページへログインし次の手続きを行ってください。

- ✔ 事務局へ提出した辞退届の内容を確認したい場合は、「申請者メニュー」の「辞退届」ボタンを押下すると、辞退届詳細を確認することができます。補助事業者は、対象の申請の申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「辞退届」を押下してください。※辞退届詳細画面へ遷移します。

ITツール名 (ITツール名/ソフトウェア/ハードウェア)	支払形態 (ITツール名/ソフトウェア/ハードウェア)	取得年度の半端/ITツール名/ソフトウェア/ハードウェア	単位 (円)	導入回数 (回)	年数	ITツール単付 (円)	定額導入単価 (円)	定額導入単付 (円)	
ソフトウェア D04-003494 ソフトウェア 303A/05/02	課金サービス	いい/欠	100,000	10	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
								補助対象総額 (円)	1,000,000

3. 辞退届提出後の手続き

1. 辞退届提出後について
2. 交付決定取消に伴う手続き
3. 財産処分に伴う手続き
4. 経緯報告に伴う手続き
5. 賃上げ目標未達に伴う手続き

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3. 辞退届提出の手続き

3-1 辞退届提出後について



- 本頁からは、辞退届提出後の手続きについての案内になります。
- 事務局の審査完了後、事務局より補助事業者へメールが送信されます。メールが届きましたら申請マイページへログインし、次の手続きへ進んでください。



①

補助事業者は、対象の申請の申請マイページへログインし、表示されているボタン名を確認し、先へ進んでください。※表示されているボタン名によって手続き内容が異なります。

上図のように「納付額通知」ボタンが表示され「交付申請情報詳細」に吹き出しが表示されている場合

■ 交付決定取消に伴う手続き
⇒ [P.34](#)へ

財産処分手続き

財産処分手続きを行ってください。

「財産処分手続き」ボタンが表示されている場合

■ 財産処分に伴う手続き
⇒ [P.36](#)へ

経緯報告入力

経緯報告の入力を行ってください。

「経緯報告入力」ボタンが表示されている場合

■ 経緯報告に伴う手続き
⇒ [P.45](#)へ

納付額通知

交付された補助金について全額または一部の額を返金する必要があります。納付額の確認と振込先口座の確認を行ってください。

「納付額通知」ボタンが表示されている場合(「交付申請情報詳細」に吹き出しなし)

■ 賃上げ目標未達に伴う手続き
⇒ [P.47](#)へ

メニューバーの項目に吹き出しが表示されていない場合

必要な手続きはありません

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-2 交付決定取消に伴う手続き

辞退職届提出後、「交付決定取消」となった場合の手続きを説明します。

- 交付決定取消通知書及び交付決定取消に係る納付額通知書が発行されます。通知書はダウンロードし、内容を確認の上、保管してください。
 ※ 交付決定通知書は、交付申請詳細画面及び納付額通知画面からダウンロードが可能です。
 ※ 交付決定取消に係る納付額通知書は、納付額通知画面からダウンロードが可能です。

申請者メニュー 申請マイページ

交付申請情報詳細

交付決定取消となりしました。交付決定取消通知書はこちらからダウンロードしてください。

交付申請詳細

交付決定取消通知書

交付決定通知書

申請情報

交付申請番号	KSN05-0001650
現在のステータス	交付取消
募集回	7次

① 「交付申請情報詳細」ボタンを押下してください。交付申請詳細画面へ遷移します。

② 「交付決定取消通知書」を押下してください。ダウンロードした通知書は、内容を確認の上、保管してください。

納付日入力 返還額確認 入金

申請マイページ 確認

後年手続き履歴

No.	番号	種別	理由	発生日	ステータス	手続き区分	納付額通知
1	KSN05-0001650	ITツール解約		2024/06/14	完了	交付決定	詳細

① 補助事業者は、対象の申請の申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「後年手続き履歴」ボタンを押下してください。後年手続き履歴画面へ遷移します。

② 「詳細」ボタンを押下してください。納付額通知画面へ遷移します。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-2 交付決定取消に伴う手続き

納付日入力
返還額確認
入金

申請マイページ
確認

※画面イメージ

交付決定取消に係る納付額通知

2024年05月08日を持って交付決定した補助事業について、令和5年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規定第27条に基づき、交付決定を取り消し、下記の通り納付額を通知します。

① 交付決定取消通知書

② 交付決定取消に係る納付額通知書

返還額の計算を行いますので、青枠内に指定口座への着金予定日を入力してください。

起算日	2024/05/22	納付額(元本)	1,499,999 円
納付期限	2024/07/31	加算金	0 円
納付日	YYYY/MM/DD	延滞金	0 円
振込済額		振込済額	0 円
入金完了日		未納納付額(未納元本)	0 円
		未納加算金	0 円
		未納延滞金	0 円
		返還額	0 円

③ 返還額計算

④ 返還額

⑤ 振込先口座情報

銀行名(銀行コード) : みずほ銀行(0001)
 支店名(支店コード) : 内華町営業部【ウチサイフイチョウエイキョウフ】(111)
 口座種類・番号 : 普通・5715360
 口座名義(フリガナ) : ｱｲﾃｲﾄﾞｺﾛﾐﾈﾝﾄﾞｼｽﾃﾑｽﾞｲﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ
 口座名義 : IT導入補助金事務局 TOPPAN株式会社

※画面イメージ

交付決定取消に係る納付額通知

2024年05月08日を持って交付決定した補助事業について、令和5年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規定第27条に基づき、交付決定を取り消し、下記の通り納付額を通知します。

① 交付決定取消通知書

② 交付決定取消に係る納付額通知書

返還額の計算を行いますので、青枠内に指定口座への着金予定日を入力してください。

起算日	2024/05/22	納付額(元本)	1,499,999 円
納付期限	2024/07/31	加算金	26,477 円
納付日	2024/07/19	延滞金	0 円
振込済額		振込済額	0 円
入金完了日		未納納付額(未納元本)	1,499,999 円
		未納加算金	26,477 円
		未納延滞金	0 円
		返還額	1,526,476 円

③ 返還額計算

④ 返還額

⑤ 振込先口座情報

銀行名(銀行コード) : みずほ銀行(0001)
 支店名(支店コード) : 内華町営業部【ウチサイフイチョウエイキョウフ】(111)
 口座種類・番号 : 普通・5715360
 口座名義(フリガナ) : ｱｲﾃｲﾄﾞｺﾛﾐﾈﾝﾄﾞｼｽﾃﾑｽﾞｲﾝｸﾞﾙｰﾌﾟ
 口座名義 : IT導入補助金事務局 TOPPAN株式会社

- ① 「交付決定取消通知書」、「交付決定取消に係る納付額通知書」を押下してください。
※ダウンロードした通知書は、内容を確認の上、保管してください。
- ② 納付日を入力してください。
※振込日ではなく、事務局指定口座へ着金する日付を入力してください。
- ③ 「返還額計算」ボタンを押下してください。
※「返還額計算」ボタン押下後に納付日を変更した場合は、返還額の再計算が必要なため、再度「返還額計算」ボタンを押下してください
- ④ 算出された返還額を確認し入力した納付日に着金するように、返還額を事務局指定口座まで入金してください。
- ⑤ 事務局指定口座の情報をご確認ください。

【返還及び返還額について】

※祝日は改定になる場合があります。詳しくは金融機関の窓口へご確認ください。

※振込手数料は振込人負担となります。

※加算金は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年利10.95%が加算されます。

※延滞金は事務局が指定する期限までに返還金(加算金がある場合には加算金を含む)を納付しなかった場合に、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年利10.95%が加算されます。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-2 交付決定取消に伴う手続き

納付日入力
返還額確認
入金

申請マイページ
確認

- 入金完了後は随時申請マイページをご確認ください。
- 入金後、入金額に不足があった場合は画面が更新されます。あらためて納付日を入力し、算出された返還額を入金してください

※画面イメージ

交付決定取消に係る納付額通知

2024年05月08日を持って交付決定した補助事業について、令和5年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規定第27条に基づき、交付決定を取り消し、下記の通り納付額を通知します。

● 交付決定取消通知書

● 交付決定取消に掛かる納付額通知書

返還額の計算を行いますので、**青枠**内に指定口座への着金予定日を入力してください。

起算日	2024/05/22	納付額(元本)	1,499,999 円
納付期限	2024/07/31	加算金	0 円
納付日	YYYY/MM/DD	延滞金	0 円
(伊敷指定期口座への着金日) ※入金日ではなく、 伊敷指定期口座への着金日での計算と取りま すのでご注意ください。		振込済額	1,499,999 円
入金完了日		未納納付額(未納元本)	0 円
		未納加算金	26,477 円
		未納延滞金	0 円
		返還額	0 円

● 返還額計算

納付日を入力し、返還額計算ボタンをクリックしてください。

※画面イメージ

交付決定取消に係る納付額通知

2024年05月08日を持って交付決定した補助事業について、令和5年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規定第27条に基づき、交付決定を取り消し、下記の通り納付額を通知します。

● 交付決定取消通知書

● 交付決定取消に掛かる納付額通知書

返還額の計算を行いますので、**青枠**内に指定口座への着金予定日を入力してください。

起算日	2024/05/22	納付額(元本)	1,499,999 円
納付期限	2024/07/31	加算金	0 円
納付日	2024/07/19	延滞金	0 円
(伊敷指定期口座への着金日) ※入金日ではなく、 伊敷指定期口座への着金日での計算と取りま すのでご注意ください。		振込済額	1,499,999 円
入金完了日		未納納付額(未納元本)	0 円
		未納加算金	26,477 円
		未納延滞金	0 円
		返還額	26,477 円

● 返還額計算

納付日を入力し、返還額計算ボタンをクリックしてください。

3-3 財産処分に伴う手続き

辞退職届提出後、「財産処分の対象」となった場合の手続きを説明します。

※画面イメージ

交付規程

実績報告について

● 交付規程 ① 納付額通知

● 交付規程 デジタル化基盤導入類型(複数社連携)版

● 交付規程 デジタル化基盤導入類型(複数社連携)版

● 交付規程 デジタル化基盤導入枠(複数社連携)

確定検査の結果

交付された補助金について金額または一部の額を返金する必要がある場合があります。納付額の確定と伊敷指定期口座への振込を行ってください。

辞退職届

経緯報告

後年手続き履歴

財産処分に伴う
手続き

申請マイページ
確認

※画面イメージ

後年手続き履歴

No.	番号	種別	理由	発生日	ステータス	手続き区分	納付額通知
1	KSN05-0001650	ITツール解約		2024/06/14	完了	交付決定	● 詳細

① 補助事業者は、対象の申請の申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「後年手続き履歴」ボタンを押下してください。後年手続き履歴画面へ遷移します。

② 「詳細」ボタンを押下してください。納付額通知画面へ遷移します。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-3 財産処分に伴う手続き

財産処分
入力

※画面イメージ

① 決算月日 月 日

以下入力された情報を基に残存簿価額を算出し、ご返金額をご案内します。
なお、ご返金額の算出に用いる残存簿価額は、ご入力された償却方法に関わらず、一律で定額法を用いて算出します。

使用中または処分となるITツールの情報

②

ITツール名	ソフトウェアA
取得単価	3,900,000 円
財産管理開始日 (検収年月日)	2023/06/20
処分日	2023/11/30
処分方法	パソコンよりアンインストール 業者による廃棄・パソコンよりアンインストール・事業承継による譲渡等、 理由を簡明に記入してください。
処分予定対価額	<input type="text" value="0"/> 円
処分理由	〇〇により〇〇の為

③

償却方法 定額法 定率法

④

① 決算月日を入力してください。

以下項目を入力してください。

- ・ 財産管理開始日(検収年月日)
- ・ 処分日
- ・ 処分方法
- ・ 処分予定対価額
- ・ 処分理由

※取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産に該当する解約ツールが複数あった場合、解約ツールごとに入力欄が表示されます。

② ※**財産管理開始日(検収年月日)は導入したITツールの納品日を入力してください。**

※**処分予定対価額は、導入したITツールを処分する際に収入が発生した場合、その金額を入力し、収入が発生しない場合は0と入力してください。**

③ 償却方法を選択してください

④ 「次へ」ボタンを押下してください。
※入力内容の確認画面へ遷移します。

財産処分
確認

※画面イメージ

⑤

決算月日 5 月 31 日

使用中または処分となるITツールの情報

ITツール名	ソフトウェアA
取得単価	3,900,000 円
財産管理開始日 (検収年月日)	2023/06/20
処分日	2023/11/30
処分方法	パソコンよりアンインストール
処分予定対価額	0 円
処分理由	〇〇により〇〇の為
償却方法	定額法

⑥

⑤ 入力内容を確認してください。

⑥ 「次へ」ボタンを押下してください。
※必要書類の添付画面へ遷移します。

⑦ 「戻る」ボタンを押下すると、入力画面に遷移します⇒[P.37](#)上部

 入力いただいた情報を基に残存簿価額を算出し、ご返金額をご案内します。

なお、ご返金額の算出に用いる残存簿価額は、ご入力された償却方法に関わらず、一律で定額法を用いて算出します。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-3 財産処分に伴う手続き

※画面イメージ

財産処分 書類添付

財産処分情報

決算月日 5月31日

使用中止または処分となるITツールの情報

TL03-0003738	ITツール名	ソフトウェアA
	取得単価	3,900,000円
	財産管理開始日 (検取年月日)	2023/06/20
	処分日	2023/11/30
	処分方法	パソコンよりアンインストール
	処分予定対価額	0円
	処分理由	〇〇により〇〇の為
	償却方法	定額法

①

ダウンロード

取得財産等処分承認申請書をダウンロードし、内容の確認ののち、取得財産等処分承認申請書のファイル添付箇所より添付してください。

※画面イメージ

IT2023
年月日

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局
事務局長 殿

住所：
補助事業者名：

**令和4年度第二次補正
サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金
取得財産等処分承認申請書**

年 月 日付(ESN04-)をもって交付決定した補助事業について、下記の財産を処分したいので、令和4年度第二次補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金 交付規程第31条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1. 取得財産の品目、取得年月日、取得単価
2. 処分の方法、処分予定対価額
3. 処分理由

以上

① 「ダウンロード」ボタンを押下し、取得財産等処分承認申請書をダウンロードしてください。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-3 財産処分に伴う手続き

※画面イメージ

財産処分書類添付

- ① **財産処分証憑** 必須
 - ファイル添付 **財産処分証憑.pdf** ⊗
 - ITツールの処分に係る証憑を添付してください。
※廃棄証明、売却時の証憑等
- ② **取得財産等処分承認申請書**
 - ファイル添付 **取得財産等処分承認申請書.pdf** ⊗
 - 解約ツールが複数あった場合、解約ツールごとに書類の提出が必要となります。
※書類が複数枚ある場合は、一つのファイルにまとめて提出してください。
- ③ **取得財産等管理台帳** 必須
 - ファイル添付 **取得財産等管理台帳.pdf** ⊗
 - ※取得財産等管理台帳について
 - フォーマットは[こちら](#)
 - ※事業年度については、[交付申請詳細画面](#)にて確認をお願いします。

④ **修正する** ⑤ **事務局に提出**

① ITツールの廃棄、売却等、処分に係わる証憑を添付してください。

② 取得財産等処分承認申請書を添付してください。
※解約ツールが複数あった場合、解約ツールごとに書類の提出が必要になります。
※書類が複数枚ある場合は、一つのファイルにまとめて添付してください。

③ 取得財産等管理台帳を添付してください。
※取得財産等管理台帳は、「フォーマットはこちら」よりダウンロードし作成してください。

④ 「修正する」ボタンを押下すると、入力画面に遷移します。

⑤ 必要書類の添付が完了したら「事務局に提出」ボタンを押下してください。
※事務局へ財産処分書類が提出されます。

※添付ファイルは画像ファイル(JPG/JPEG/PNG)/PDFファイルにのみ対応しています。また、添付ファイルのサイズ上限は10MBとなっています。

後年手続きの手引き

通常枠

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-3 財産処分に伴う手続き

※画面イメージ

財産処分 入力

財産処分情報

① 決算月日 必須 月 日

※入力いただいた情報を基に残存簿価額を算出し、ご返金額をご案内します。
なお、ご返金額の算出に用いる残存簿価額は、ご入力された償却方法に関わらず、一律で定額法を用いて算出します。

使用中または処分となるITツールの情報

使用中止または処分となるITツールの情報

導入ITツール（ソフトウェア・オプション・役務）情報

TL03-0004974	ITツール名	ソフトウェアB
	取得単価	2,580,000 円
	財産管理開始日 (検収年月日)	<input type="text" value="2024/06/01"/>
	処分日	<input type="text" value="2024/11/30"/>
	処分方法	パソコンよりアンインストール 業者による廃棄・パソコンよりアンインストール・事業承継による譲渡等、理由を端的に記入してください。
	処分予定対価額 ①	<input type="text" value="0"/> 円
	処分理由	<input type="text" value="〇〇により〇〇の為"/>

③ 償却方法 定額法 定率法

導入ハードウェア（PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器）情報

④ 導入ハードウェア(PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機)の場合はフォーマットをダウンロードし、各項目を記載してください。
●導入ハードウェア(PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機)のフォーマットは[こちら](#)

導入ハードウェア（POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機）情報

TL03-0011899	ITツール名	モバイルPOSレジB
	取得単価	500,000 円
	財産管理開始日 (検収年月日)	<input type="text" value="2024/06/01"/>
	処分日	<input type="text" value="2024/11/30"/>
	処分方法	パソコンよりアンインストール 業者による廃棄・パソコンよりアンインストール・事業承継による譲渡等、理由を端的に記入してください。
	処分予定対価額 ①	<input type="text" value="0"/> 円
	処分理由	<input type="text" value="〇〇により〇〇の為"/>

③ 償却方法 定額法 定率法

⑤ 次へ

① 決算月日を入力してください。

以下項目を入力してください。

- ・ 財産管理開始日(検収年月日)
- ・ 処分日
- ・ 処分方法
- ・ 処分予定対価額
- ・ 処分理由

※取得価格の単価が50万円以上の減価償却資産に該当する解約ツールが複数あった場合、解約ツールごとに入力欄が表示されます。

※**財産管理開始日(検収年月日)は導入したITツールの納品日を入力してください。**

※**処分予定対価額は、導入したITツールを処分する際に収入が発生した場合、その金額を入力し、収入が発生しない場合は0と入力してください。**

②

③ 償却方法を選択してください。

「導入ハードウェア(PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器)」については、画面への入力ではなく、ダウンロードした「取得財産等処分承認申請書」に各項目を記載してください。

※添付画面でその他の「取得財産等処分承認申請書」とあわせて添付してください。

④

⑤ 「次へ」ボタンを押下してください。
※入力内容の確認画面へ遷移します。

入力いただいた情報を基に残存簿価額を算出し、ご返金額をご案内します。

なお、ご返金額の算出に用いる残存簿価額は、ご入力された償却方法に関わらず、一律で定額法を用いて算出します。

後年手続きの手引き

通常枠

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-3 財産処分に伴う手続き

財産処分 確認

※画面イメージ

財産処分情報

決算月日 9月30日

使用中止または処分となるITツールの情報

導入ITツール（ソフトウェア・オプション・役務）情報

TL03-0004974	ITツール名	ソフトウェアB
	取得単価	2,580,000 円
	財産管理開始日 (検収年月日)	2024/06/01
	処分日	2024/11/30
	処分方法	パソコンよりアンインストール
	処分予定対価額	0 円
	処分理由	〇〇により〇〇の為
	償却方法	定額法

導入ハードウェア（PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器）情報

導入ハードウェア(PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器)については、財産処分入力画面にてフォーマットをダウンロードし作成いただいた取得財産等処分承認申請書に記載の内容に誤りがないかご確認ください。

導入ハードウェア（POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機）情報

TL03-0011899	ITツール名	モバイルPOSレジB
	取得単価	500,000 円
	財産管理開始日 (検収年月日)	2024/06/01
	処分日	2024/11/30
	処分方法	パソコンよりアンインストール
	処分予定対価額	0 円
	処分理由	〇〇により〇〇の為
	償却方法	定額法

③

◀ 戻る

④

▶ 次へ

①

入力内容を確認してください。

②

「導入ハードウェア(PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器)」については、入力画面でダウンロードし作成した「取得財産等処分承認申請書」の内容に誤りがないか確認してください。

③

「戻る」ボタンを押下すると、入力画面に遷移します。

④

「次へ」ボタンを押下してください。
※入力内容の確認画面へ遷移します。

後年手続きの手引き

通常枠

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-3 財産処分に伴う手続き

※画面イメージ

財産処分 書類添付

備考欄

財産処分情報

決算月日 2 月 29 日

使用中止または処分となるITツールの情報

取得財産等処分承認申請書 ① 📄 ダウンロード

取得財産等処分承認申請書をダウンロードし、内容の確認ののち、取得財産等処分承認申請書のファイル添付箇所より添付してください。

【取得財産等処分承認申請書について】
 導入ハードウェア(PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機)の場合はフォーマットをダウンロードし、各項目を記載、署名したものを取得財産等処分承認申請書の添付箇所より添付してください。
 ※財産処分期画面で未作成の場合は以下よりフォーマットをダウンロードし作成してください。

- 導入ハードウェア(PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機)のフォーマットは[こちら](#)

※画面イメージ

IT2023
年 月 日

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局
事務局長 殿

住所：
補助事業者名：

令和4年度第二次補正
サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金
取得財産等処分承認申請書

年 月 日付け(XSN04-)をもって交付決定した補助事業について、下記の財産を処分したいので、令和4年度第二次補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金 交付規程第31条第1項の規定により、承認を申請します。

記

- 取得財産の品目、取得年月日、取得単価
- 処分の方法、処分予定対価額
- 処分理由

以上

① 「ダウンロード」ボタンを押下し、取得財産等処分承認申請書をダウンロードしてください。

後年手続きの手引き

通常枠

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-3 財産処分に伴う手続き

※画面イメージ

財産処分書類添付

- ① 財産処分証憑 **必須** ファイル添付 財産処分証憑.pdf ⊗
ITツールの処分に係る証憑を添付してください。
※廃棄証明、売却時の証憑等
- ② 取得財産等処分承認申請書 **必須** ファイル添付 取得財産等処分承認申請書.pdf ⊗
解約ツールが複数あった場合、解約ツールごとに書類の提出が必要となります。
※書類が複数枚ある場合は、一つのファイルにまとめて提出してください。
- ③ 取得財産等管理台帳 **必須** ファイル添付 取得財産等管理台帳.pdf ⊗
※取得財産等管理台帳について
●フォーマットは[こちら](#)
※事業年度については、交付申請詳細画面にて確認をお願いします。

④ 修正する ⑤ 事務局に提出

① ITツールの廃棄、売却等、処分に係わる証憑を添付してください。

取得財産等処分承認申請書を添付してください。

※解約ツールが複数あった場合、解約ツールごとに書類の提出が必要になります。

※書類が複数枚ある場合は、一つのファイルにまとめて添付してください。

② ※「導入ハードウェア(PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器)」については、入力画面でダウンロードし作成した「取得財産等処分承認申請書」を添付してください。(入力画面で未作成の場合は「フォーマットはこちら」よりダウンロードし作成のうえ添付してください)

③ 取得財産等管理台帳を添付してください。

※取得財産等管理台帳は、「フォーマットはこちら」よりダウンロードし作成してください。

④ 「修正する」ボタンを押下すると、入力画面に遷移します。

⑤ 必要書類の添付が完了したら「事務局に提出」ボタンを押下してください。

※事務局へ財産処分書類が提出されます。

※添付ファイルは画像ファイル(JPG/JPEG/PNG)/PDFファイルにのみ対応しています。また、添付ファイルのサイズ上限は10MBとなっています。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-3 財産処分に伴う手続き

※画面イメージ

財産処分提出完了

事務局への財産処分書類の提出が完了しました。

手続きが終わるとメールにより案内されますので、今しばらくお待ちください。

◀ メインページ

事務局へ財産処分書類が提出されました。

**補助事業者の手続きはここで完了ではありません！**

①

- 財産処分書類を事務局へ提出した後、事務局での審査が完了すると補助事業者へメールが送信されます。
- 必ずメールを確認のうえ、申請マイページへログインし次の手続きを行ってください。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-4 経緯報告に伴う手続き

辞退届提出後、「経緯報告が必要」な場合についての手続きの手順です。



- ① 補助事業者は、対象の申請の申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「経緯報告入力」ボタンを押下してください。
- ② 本事業へ申請を行ってから、現在に至るまでの経緯を時系列で記載してください。
- ③ 「入力内容の確認」ボタンを押下してください。経緯報告確認画面へ遷移します。



- ① 入力内容を確認してください。
- ② 入力内容を修正するには入力画面にて修正してください。P.41 中段へ遷移します。
- ③ 「事務局に提出」ボタンを押下してください。事務局へ経緯報告が提出されます。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-4 経緯報告に伴う手続き



① 事務局へ財産処分書類が提出されました。



補助事業者の手続きはここで完了ではありません！

- 経緯報告を事務局へ提出した後、事務局での審査が完了すると補助事業者へメールが送信されます必ずメールを確認のうえ、申請マイページへログインし次の手続きを行ってください。

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

3-5 賃上げ目標未達に伴う手続き

辞退届提出後、「賃上げ目標未達」となった場合の手続きです。

- 賃上げ目標未達に係る納付額通知書が発行されます
- 通知書はダウンロードし、内容を確認の上、保管してください
※賃上げ目標未達に係る納付額通知書は、納付額通知画面からダウンロード可能です

IT導入補助金2023 ※画面イメージ

令和4年度第二次補正予算 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請者メニュー 担当IT導入支援事業者情報

請マイページ

交付規程

交付申請情報詳細
実績報告情報詳細
実績報告について
確定検査の結果

① 納付額通知

交付された補助金について金額または一部の額を返金する必要があります。納付額の確認と振込済みの確認を行ってください。

詳細編
経緯報告
後年手続き履歴

交付規程 デジタル化基盤導入(基盤導入類型)版
交付規程 デジタル化基盤導入(インボイス対応類型)版

※画面イメージ

賃上げ目標未達に係る納付額通知

2024年02月22日を持って交付決定した補助事業について、令和4年度第二次補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程第31条に基づき、下記の通り納付額を通知します。

② 賃上げ目標未達に係る納付額通知書

起算日	2024/06/07	納付額(元本)	1,500,000 円
納付期限	2024/06/08	未納納付額(未納元本)	1,500,000 円
		③ 返還額	1,500,000 円

① ①補助事業者は、対象の申請の申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「納付額通知」ボタンを押下してください。納付額通知画面へ遷移します。

② 「賃上げ目標未達に係る納付額通知書」を押下してください。
※ダウンロードした通知書は、内容を確認の上、保管してください。

③ 返還額を確認し、事務局指定口座まで入金してください。

- ✓ 入金完了後は随時申請マイページをご確認ください
入金後、入金額に不足があった場合は画面が更新されます。
あらためて返還額を確認し、入金してください。

賃上げ目標未達に係る納付額通知 ※画面イメージ

2024年02月22日を持って交付決定した補助事業について、令和4年度第二次補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程第31条に基づき、下記の通り納付額を通知します。

② 賃上げ目標未達に係る納付額通知書

起算日	2024/06/07	納付額(元本)	1,500,000 円
納付期限	2024/06/08	振込済額	1,000,000 円
		未納納付額(未納元本)	500,000 円
		返還額	500,000 円

4. 入金手続き完了後の操作画面

1. 満額入金完了の場合

後年手続きの手引き

通常枠(A・B類型)

セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入類型

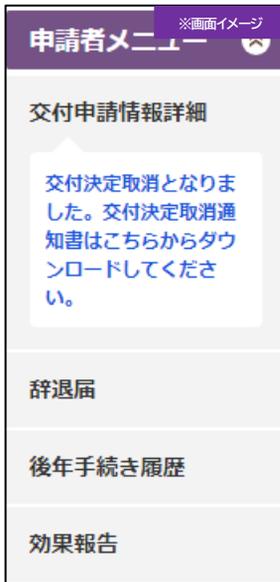
商流一括インボイス対応類型

4. 入金手続き完了後の操作画面

4-1 満額入金完了の場合

- **満額入金**が完了した場合、メニューバーに「後年手続き履歴」ボタンが表示されます入金完了後は随時申請マイページを確認してください、
- ※表示されるサイドメニューの項目は、交付決定取消となった場合、交付決定取消となっていない場合で異なります。

◆交付決定取消となった場合



- ① 補助事業者は、申請マイページにログインし、「申請者メニュー」の「後年手続き履歴」ボタンを押下してください。後年手続き履歴画面へ遷移します。

後年手続き履歴 ※画面イメージ

No.	番号	種別	理由	発生日	ステータス	手続き区分	納付額通知
1	KSN05-0001650	ITツール契約		2024/06/14	完了	交付決	2 詳細

◆交付決定取消となっていない場合



- ② 「詳細」ボタンを押下してください。納付額通知画面へ遷移します。

交付決定取消に係る納付額通知 ※画面イメージ

2023年09月08日を持って交付決定した補助事業について、令和4年度第二次補正fer-bus等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程第31条に基づき、交付決定を取り消し、下記の通り納付額を通知します。

● 交付決定取消通知書

● 交付決定取消に掛かる納付額通知書

③

起算日	2024/05/22	納付額(元本)	1,499,999 円
納付期限	2024/07/31	加算金	26,477 円
入金完了日	2024/07/10	返還額	0 円
		振込済額	1,526,476 円
		未納納付額(未納元本)	0 円
		未納加算金	0 円
		未納返還金	0 円
		返還額	0 円

- ③ 返還額が満額入金されていますので、返還額は0円となり、手続きは完了となります。

5. ステータス・通知メール

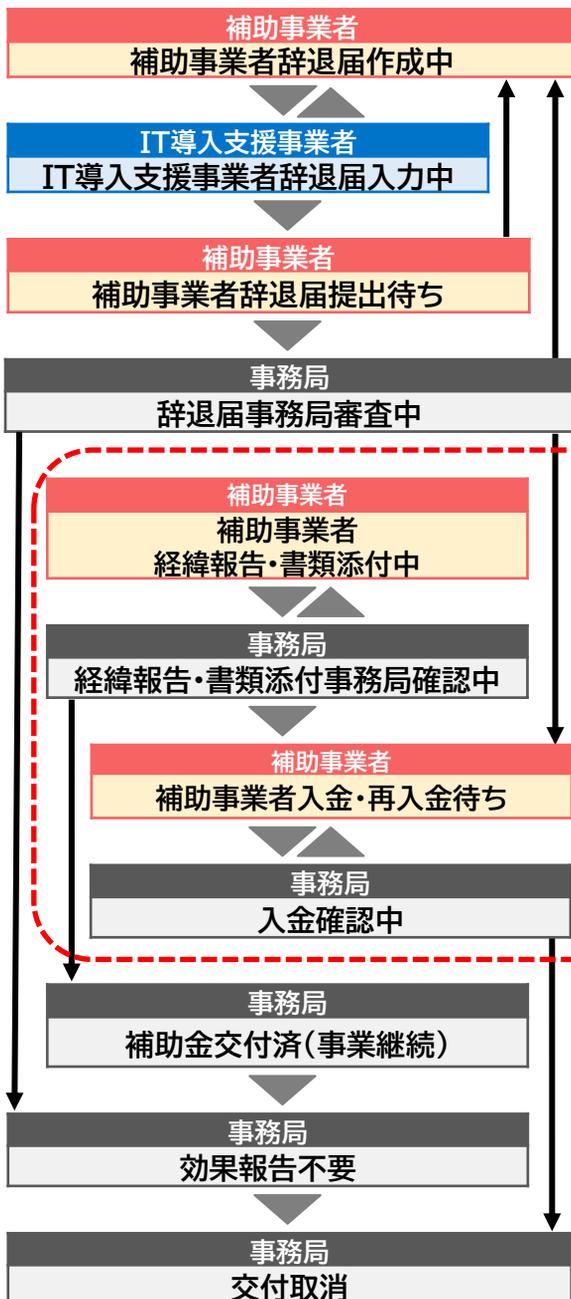
1. ステータスについて
2. 通知メールについて

5. ステータス・通知メール

5-1 ステータスについて

▶ 本事業では、ステータスにて各申請の進捗状況が確認できます。ステータスは登録申請の状況によって自動で遷移します。

補助事業者/IT導入支援事業者のステータス



補助事業者	補助事業者の手続きが必要な状態です。
IT導入支援事業者	IT導入支援事業者の手続きが必要な状態です。
事務局	事務局が対応している状態です。

補助事業者が申請マイページにて辞退届の作成を開始した状態です

補助事業者が辞退届の入力を完了し、IT導入支援事業者側での入力、書類添付が可能になった状態です

IT導入支援事業者側での辞退届の入力、書類添付等が完了し、補助事業者が申請マイページより辞退届の提出が可能となった状態です

提出された辞退届の内容について、事務局が審査を行っている状態です

追加手続きが必要となる場合

事務局による辞退届の審査の結果、補助事業者による「経緯報告」または「書類添付等」が必要と判断された場合で、経緯報告の入力、書類添付等が可能となった状態です

提出された経緯報告または書類添付等の内容について、事務局が確認を行っている状態です

事務局による審査の結果、交付された補助金額の全額または一部の返還が必要であると判断された状態です。補助事業者は定められた金額を、事務局の指定する口座に入金する必要があります

事務局にて入金額を確認し、振込額に不足がある場合、「補助事業者再入金待ち」の状態となります

交付決定取消の対象ではなく、補助事業の継続が必要と判断された場合で、補助金返還の必要がない状態、もしくは事務局が指定した納付額が返還され、後年手続きが完了した状態です

交付決定取消の対象ではないと判断された場合で、補助金返還の必要がない状態、もしくは事務局が指定した納付額が返還され、辞退手続きが完了した状態です

交付決定取消の対象と判断された場合で、事務局が指定した納付額が返還され、辞退手続きが完了した状態です

※ステータスは、申請マイページ上ではサイドメニューの「交付申請情報詳細」「実績報告情報詳細」から確認可能です

5-2 通知メールについて

- 本事業では、各種通知、お知らせを事務局からメールにて行います
- 登録申請時に通知メールを受信できるメールアドレスを登録する必要があります
- 事務局からの通知メール(@it-shien.smrj.go.jp、 @shinsei.it-shien.smrj.go.jp、 @wb-transfer.toppan-edge.co.jp)を受信できるように設定してください。

後年手続きにおいて通知されるメール一覧

補助事業者に通知されるメール	
辞退届訂正依頼メール	IT導入支援事業者が辞退届の内容を確認し、補助事業者に訂正依頼を行ったことを通知します
辞退届提出依頼メール	IT導入支援事業者での辞退届の入力・確認が完了し、補助事業者によって事務局へ提出が可能となったことを通知します
辞退届差し戻しメール	事務局が辞退届の内容の審査を行った結果、指摘事項があったことを通知します
辞退手続き完了メール (返金が発生しない場合)	事務局による辞退届の審査が完了したことを通知します
交付決定取消に伴う 納付額通知メール	事務局が辞退届の審査を完了し、交付決定取消の対象であると判断した場合、交付決定の取消し手続きの完了と補助金の返還が必要なことを通知します
辞退に伴う追加手続き 通知メール	事務局が辞退届の内容の審査を行った結果、追加で必要な手続きがあることを通知します
辞退に伴う追加手続き 差し戻しメール	事務局が追加手続きの内容の審査を行った結果、指摘事項があったことを通知します
補助金返還手続き通知メール	事務局が追加手続きの内容の審査を行った結果、補助金の返還が必要なことを通知します
納付期限再通知メール	事務局指定口座への納付期日5日前となったことを通知します
返還額不足通知メール	事務局指定口座への入金金額が不足していたことを通知します
納付期限超過に伴う 手続き通知メール	納付期日を過ぎ、事務局指定口座への入金を確認できない場合や、返還金額に不足があり満額返金が完了していないことを通知します

IT導入支援事業者に通知されるメール

辞退届入力・確認依頼メール	補助事業者が申請マイページより辞退届を作成し、IT事業者ポータルで入力・確認が可能となったことを通知します コンソーシアムの場合は、幹事社と構成員それぞれに1通ずつ送信されます
辞退手続き完了メール	事務局が辞退届の審査を完了したことを通知します

5-2 通知メールについて

事務局より補助事業者へ送信されるメールは、辞退届を事務局へ提出した後、必要な手続きによって異なります。

辞退手続きに関するメールパターン

交付決定取消の場合

- 交付決定取消の場合: 交付決定取消に伴う納付額通知メール
- 賃上げ目標未達の場合: 補助金返還手続き通知メール

- 納付期限再通知メール※
- 返還額不足通知メール※
- 納付期限超過に伴う手続き通知メール※
- ※該当する場合のみ通知されます。

財産処分 および 経緯報告の場合

辞退に伴う追加手続き通知メール

辞退に伴う追加手続き差し戻しメール(該当する場合のみ)

補助金の返還が必要となる場合
 ➤ 補助金返還手続き通知メール

補助金の返還が不要の場合
 ➤ 辞退手続き完了メール

- 納付期限再通知メール※
- 返還額不足通知メール※
- 納付期限超過に伴う手続き通知メール※
- ※該当する場合のみ通知されます。

返還不要の場合

辞退手続き完了メール

6. お問い合わせ

6. お問い合わせ先

お問い合わせは下記連絡先までお願いいたします。



IT導入補助金HP

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター



0570-666-376

(通話料がかかります)

IP電話等からの
お問い合わせ先

050-3133-3272

受付時間 9時30分 ~ 17時30分(土曜・日曜・祝日を除く)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

※電話が大変混み合っております。

恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

【改訂履歴】

2024年7月1日	新規作成
2024年10月2日	P.11、15、23、27、38、40、42、50 画面イメージの差し替え — 「額の再確定」となった場合の手続きについて」の削除
2024年11月14日	P.37、P.40 財産管理開始日に関する記載の追加